## 臺灣士林地方法院民事判決

113年度訴字第2310號

02

原 告 彰化商業銀行股份有限公司

- 04
- 法定代理人 胡光華
- 訴訟代理人 張書豪
- 告 邱國聖即旭展工程行
- 09
- 10
- 上列當事人間請求清償借款事件,本院於民國114年1月21日言詞 11
- 辯論終結,判決如下: 12
- 13 主文
- 被告應給付原告新臺幣503,503元,及如附表所示之利息、違約 14
- 金。 15

01

- 訴訟費用新臺幣5,510元由被告負擔。 16
- 事實及理由 17
- 一、本件被告經合法通知,無正當理由,未於言詞辯論期日到 18 場,核無民事訴訟法第386 條各款所列情形,爰依原告之聲 19 請,由其一造辯論而為判決。 20
- 二、原告主張:被告於民國112年10月17日與原告簽訂授信約定 21 書、一般週轉金借款契約,嗣於112年10月18日向原告借款 新臺幣(下同)60萬元,約定借款期間自112年10月18日起 23 至117年10月18日止,共分60期,按期平均攤還本息,利息 24 按中華郵政股份有限公司二年期定期儲金機動利率 (現為1. 25 72%) 計算,如遲延還本或付息時,逾期在6個月以內者,按 26
- 上開利率10%,逾期在6個月以上者,按上開利率20%計付違 27
- 約金。詎被告自113年8月18日起未依約攤還本息(即僅繳納 28
- 本息至113年7月17日),依授信約定書第12條第1款約定, 29
- 原告得主張借款視為全部到期。爰依消費借貸之法律關係,
- 請求被告給付尚積欠之本金503,503元及如附表所示之利 31

- 01 息、違約金等語,並聲明:如主文第1項所示。
- 02 三、被告未於言詞辯期日到場,亦未提出書狀作何聲明或陳述。
  - 四、經查,原告主張之上開事實,業據其提出授信約定書、一般 週轉金借款契約、動撥申請書兼債權憑證、放款戶資料一表 查詢、台幣存放款利率查詢等件為佐(見本院卷第18至44 頁、第48至51頁),被告復未到場或提出書狀爭執,堪認原 告主張之上開事實均為真實。從而,原告依消費借貸之法律關係,請求被告給付如主文所示之金額、利息暨違約金,均
- 10 五、訴訟費用負擔之依據:民事訴訟法第78條。
- 11
   中
   華
   民
   民
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日
   日<
- 13 以上正本係照原本作成。

有理由, 應予准許。

04

07

09

20

- 14 如對本判決上訴,應於判決送達後20日內向本院提出上訴狀,若
- 15 委任律師提起上訴者,應一併繳納上訴審裁判費,否則本院得不
- 16 命補正逕行駁回上訴。
- 17
   中 華 民 國 114 年 2 月 5 日

   18
   書記官 陳姵勻

19 附表: (金額單位為新臺幣)

編	本金	計息期間及適用之利率	違約金
號			
1	503,503元	自113年7月18日起至清償	自113年8月18日起至清償
		日止,按週年利率1.72%	日止,逾期在6個月以內
		計算。	者,按左列利率10%,逾
			期超過6個月者,按左列
			利率20%計算。